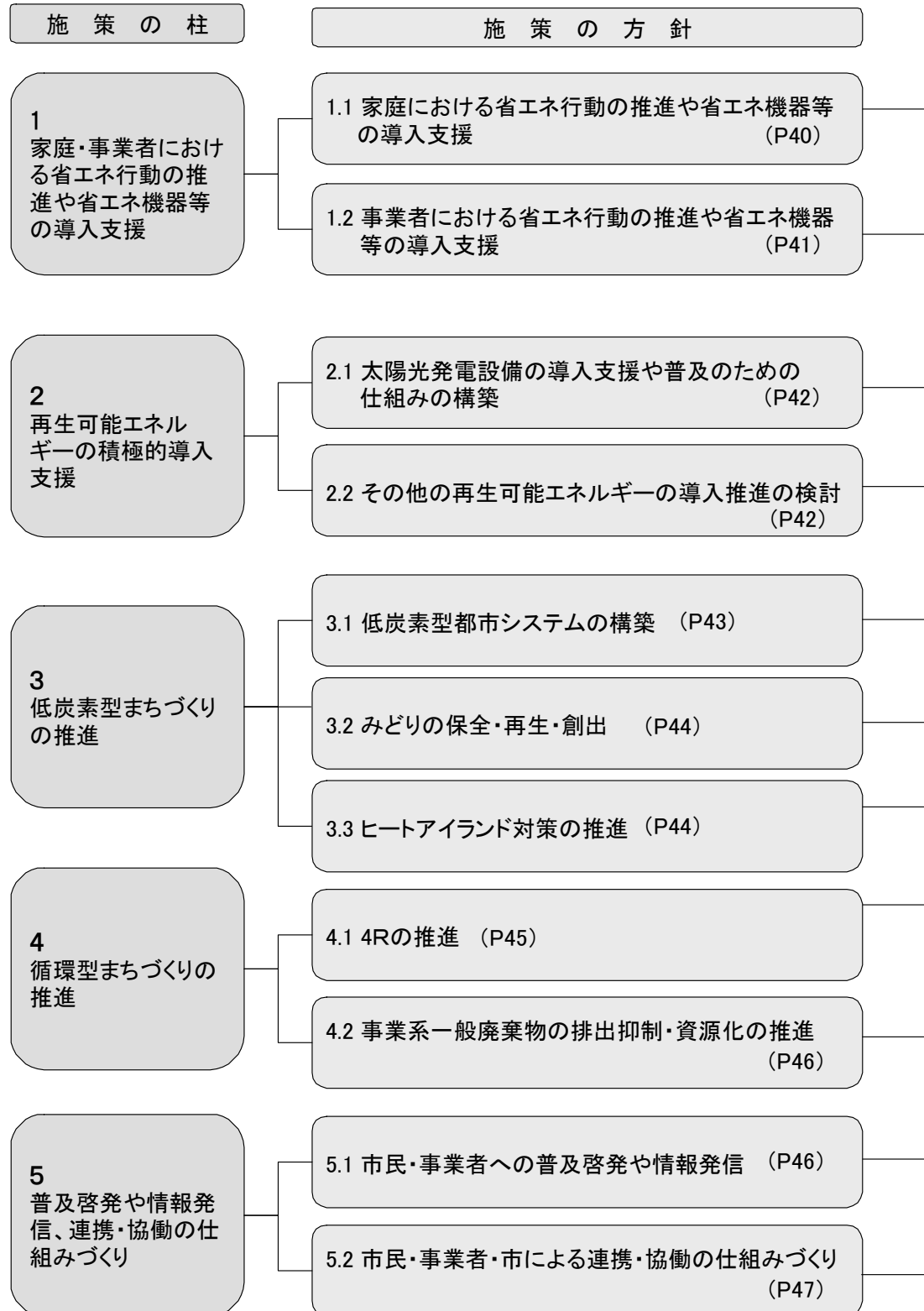


第4章 茅ヶ崎市全体の取り組み

1. 施策体系図

以下に、計画の体系を示します。



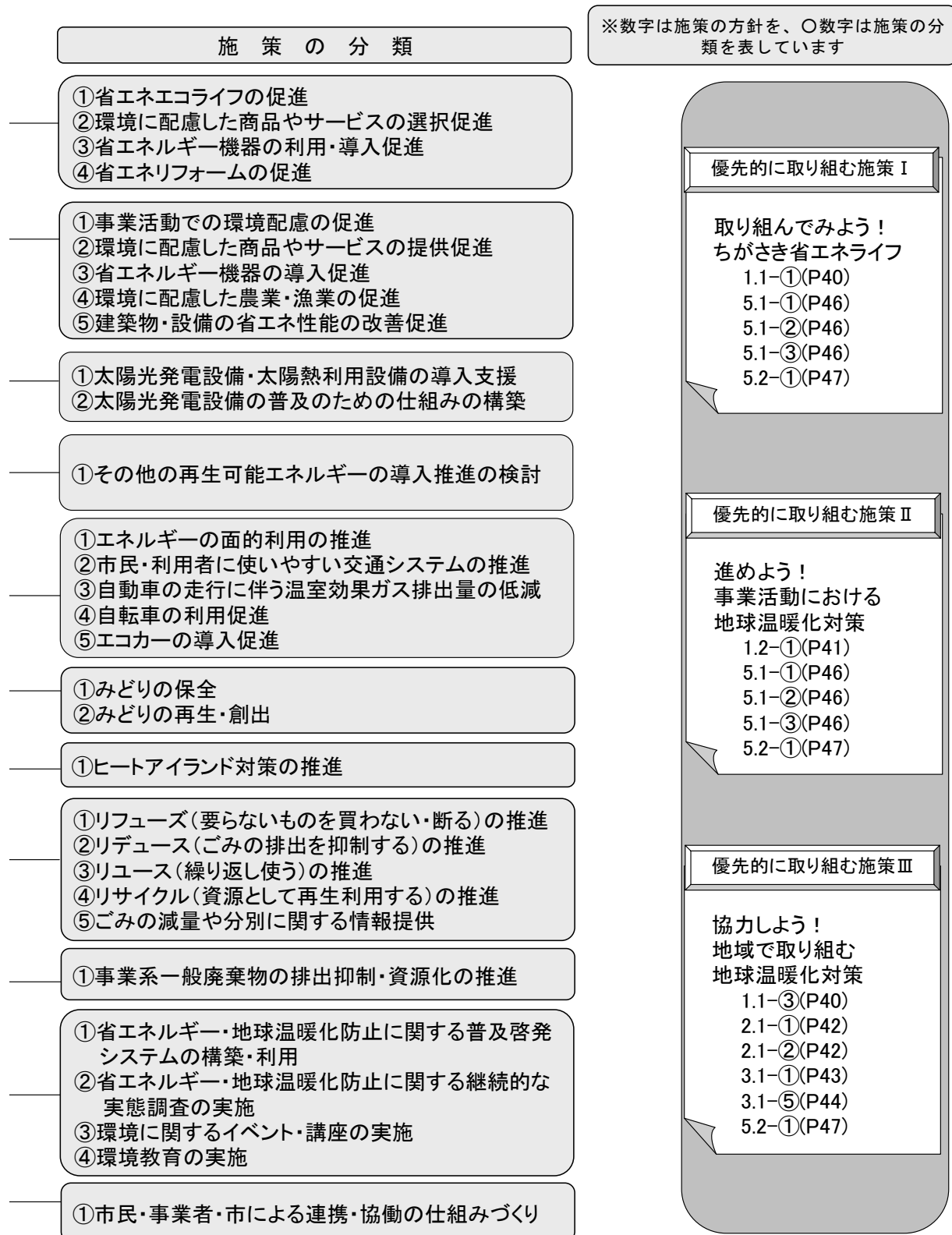


図 4-1 計画の体系

2. 施策の具体的内容

本計画において取り組んでいく施策を示します。なお、◎で記載されている施策は優先的に取り組む施策として優先Ⅰ・Ⅱ・Ⅲと表記し、他の施策と組み合わせた形で、より積極的に取り組んでいきます。また、施策を推進し、目標の達成状況を把握し、進捗状況を管理していく課として、担当課を設定しています。優先的に取り組む施策については、48 ページ以降で詳細に記載しています。

施策の柱Ⅰ 家庭・事業者における省エネ行動の推進や省エネ機器等の導入支援

●施策のねらい●

温室効果ガス※を着実に削減するため、家庭や事業者における省エネ行動や省エネ機器の導入等を促進していきます。

1.1 家庭における省エネ行動の推進や省エネ機器等の導入支援

家庭における省エネ行動や省エネ機器の導入等の取り組みを、市民が積極的に実施できるような施策を推進していきます。

①省エネエコライフの促進【担当課：環境政策課】

- ◎ 節電・省エネ行動の実践支援（優先Ⅰ）
- ◎ 省エネナビ^{◆1}やエコワット^{◆2}の貸出し（優先Ⅰ）
 - ・エコクッキング講習会の実施
- ◎ HEMS※（住宅のエネルギー管理システム）の導入支援（優先Ⅰ）
 - ◆1 省エネナビ…家庭の分電盤に取りつけることで、電気使用量・電気料金・二酸化炭素排出量をリアルタイムに表示し、目標値の設定など省エネ行動に役立つ機能が備わっている機器。
 - ◆2 エコワット…家庭用の電気プラグ（コンセント）に差すだけで、現在使用している家電等の消費電力・電気料金の目安を測定することができる機器。

②環境に配慮した商品やサービスの選択促進【担当課：環境政策課】

- ・環境負荷（温室効果ガス※排出量やエネルギーの消費など）の低い商品・サービスの購入・利用の促進

③省エネルギー機器の利用・導入促進【担当課：環境政策課】

- ・トップランナー家電※（エアコン、テレビ、冷蔵庫、照明器具等）の導入促進
- ◎ 高効率の照明や空調機、給湯器の導入促進（優先Ⅲ）
- ◎ コージェネレーションシステム※（家庭用燃料電池・家庭用ガスコージェネレーションシステム※）の導入促進（優先Ⅲ）
- ・省エネ型 OA 機器（パソコンやプリンタなど）の導入促進

④省エネリフォームの促進【担当課：環境政策課・建築指導課】

- ・新築住宅の省エネルギー施工の促進
- ・既存住宅の省エネルギーリフォーム（断熱化など）の促進

1.2 事業者における省エネ行動の推進や省エネ機器等の導入支援

事業者が省エネ行動や省エネ機器の導入等に積極的に取り組むよう支援していきます。

①事業活動での環境配慮の促進【担当課：環境政策課・産業振興課】

- ・省エネルギー管理の促進
- ・省エネルギー診断の受診の促進
- ◎ BEMS※（ビル等のエネルギー管理システム）の導入支援（優先Ⅱ）
 - ・ESCO 事業◆³の実施の促進
 - ・省エネナビの導入促進
 - ・グリーン購入の促進
 - ・環境マネジメントシステムの導入促進
- ◆³ ESCO 事業…工場やビルの省エネルギーに関する包括的なサービスを提供し、それまでの環境を損なうことなく省エネルギーを実現し、さらにはその結果得られる省エネルギー効果を保証する事業のこと。

②環境に配慮した商品やサービスの提供促進【担当課：環境政策課・産業振興課】

- ・環境負荷（温室効果ガス※排出量やエネルギーの消費など）の低い商品・サービスの開発・販売・提供の促進

③省エネルギー機器の導入促進【担当課：環境政策課・産業振興課】

- ・高効率の照明や空調機、給湯器の導入促進
- ・その他の高効率電気機器の導入促進
- ・高効率変圧機の導入促進
- ・高効率 IT 機器（ルーターやストレージなど）の導入促進
- ・省エネ型 OA 機器（パソコンやプリンタなど）の導入促進
- ・省エネルギー型エレベーターの導入促進
- ・潜熱回収型ボイラーの導入促進
- ・コージェネレーションシステム※の導入促進

④環境に配慮した農業・漁業の促進【担当課：農業水産課】

- ・化学肥料の使用量低減の促進
- ・畜産廃棄物の適正管理（野積み等の禁止）の指導
- ・農地の保全（耕作放棄地解消ボランティア制度、援農ボランティア制度等）
- ・漁船の減速航行の促進
- ・農畜水産物の地産地消の推進

⑤建築物・設備の省エネ性能の改善促進【担当課：環境政策課・建築指導課・産業振興課】

- ・新築建築物・設備の省エネ性能改善（断熱化など）の促進
- ・既築建築物・設備の省エネ性能改善（改修や断熱化など）の促進

施策の柱2 再生可能エネルギー*の積極的導入支援

●施策のねらい●

本市において市民や事業者による太陽光などの再生可能エネルギー*の導入が進むよう、補助金制度などを活用し積極的に支援します。また、市の率先的な再生可能エネルギー*導入も検討します。

2.1 太陽光発電設備*の導入支援や普及のための仕組みの構築

市民や事業者が積極的に太陽光発電設備*等を設置しやすくするために、次の施策に取り組んでいきます。

①太陽光発電設備*・太陽熱利用設備*の導入支援【担当課：環境政策課・産業振興課】

- ◎ 太陽光発電設備*の設置補助（優先Ⅲ）
- ◎ 太陽熱利用設備*の設置補助（優先Ⅲ）
- ◎ 茅ヶ崎市企業等立地等促進条例による太陽光発電設備*設置の推進（優先Ⅲ）

②太陽光発電設備*の普及のための仕組みの構築【担当課：環境政策課】

- ◎ 茅ヶ崎市太陽光発電設備*普及啓発基金の運用（優先Ⅲ）
- ◎ 茅ヶ崎市太陽光発電クレジット制度の検討（優先Ⅲ）

2.2 その他の再生可能エネルギー*の導入推進の検討

太陽光発電設備*以外の再生可能エネルギー*の利用の推進や導入について取り組みを進めます。

①その他の再生可能エネルギー*の導入推進の検討【担当課：環境政策課・農業水産課・資源循環課・環境事業センター・下水道河川建設課・下水道河川管理課】

- ・ 廃棄物発電・熱利用の推進
- ・ 風力発電の導入検討
- ・ バイオマスエネルギー*の導入検討
- ・ 小水力発電*の導入検討

施策の柱3 低炭素型まちづくりの推進

●施策のねらい●

温室効果ガス※の排出を抑えた低炭素型まちづくりを推進しつつ、湘南の風土や環境を活かした住みよいまちを目指します。また、森林等による温室効果ガス※の吸収力を維持、増進するため市内のみどりの保全・再生・創出を図ります。さらに、ヒートアイランド※対策として、市街地における壁面緑化や屋上緑化、緑のカーテン等を推進します。

3.1 低炭素型都市システムの構築

エネルギーの地産地消に向けて、自立・分散型のエネルギーシステムの導入検討などを行っていきます。また、交通に伴う温室効果ガス※排出量を削減するために、自動車の利用を抑制し、公共交通機関や自転車の利用、エコカーの導入を促進していきます。

①エネルギーの面的利用※の推進【担当課：環境政策課】

- ◎ エネルギーの地産地消にむけた仕組みづくりの検討（優先Ⅲ）
 - ・ 再生可能エネルギー※を活用した自立・分散型エネルギーシステムの導入推進
 - ・ エネルギー融通の検討（スマートコミュニティ※やスマートグリッド※等の検討）

②市民・利用者に使いやすい交通システムの推進【担当課：都市政策課】

- ・ 公共交通機関の利用促進
- ・ コミュニティバスの利用促進
- ・ 公共交通機関（バス、鉄道）の利便性向上

③自動車の走行に伴う温室効果ガス※排出量の低減【担当課：都市政策課・環境政策課】

- ・ 交通流対策の実施（交通管制システムの高度化やバス専用・優先車線の設置など）
- ・ エコドライブの促進
- ・ マイカー通勤の削減の促進
- ・ タイヤ空気圧の適正管理による燃費向上の促進
- ・ バイオ燃料※の普及促進

④自転車の利用促進【担当課：都市政策課】

- ・ 自転車の利用環境及び走行空間の整備（道路や駐輪場など）
- ・ サイクルアンドバスライド◆⁴やパークアンドサイクル◆⁵の実施
- ・ レンタサイクルの実施
- ◆⁴ サイクルアンドバスライド…出発地点（自宅等）からバス停まで自転車で行き、バス停付近に設置してある駐輪場に駐輪し、バスに乗り換えて目的地（茅ヶ崎駅など）へ向かうシステムのこと。
- ◆⁵ パークアンドサイクル…中心市街地外縁に自動車を駐車し、自転車に乗り換えて市街地内を移動するシステムのこと。

⑤エコカーの導入促進【担当課：環境政策課】

- ◎ 電気自動車購入補助の実施（優先Ⅲ）
 - ・アイドリングストップ装置の導入促進
 - ・トップランナー基準に適合した自動車の導入促進
 - ・ハイブリッド自動車の導入促進
 - ・プラグインハイブリッド自動車※の導入促進
 - ・天然ガス自動車の導入促進
- ◎ 市内駐車場等への電気自動車の充電インフラ施設の整備の検討（優先Ⅲ）

3.2 みどりの保全・再生・創出

「茅ヶ崎市環境基本計画（2011 年版）」や「茅ヶ崎市みどりの基本計画」を着実に推進していくことにより、生物多様性に配慮したみどりの保全・再生・創出を図ります。

①みどりの保全【担当課：景観みどり課・環境政策課】

- ・みどりが残るコア地域^{◆6}の優先的な保全、コア地域をつなぐみどりの保全
- ・特別緑地保全地区※指定の推進
- ・まちのみどりの保全
- ・市民等との協力による緑地の保全管理
- ◆6 コア地域…「茅ヶ崎市自然環境評価調査」において特に重要な地域（生物多様性の保全、生態系ネットワークの核（コア）となる地域）として挙げた清水谷、平太夫新田、赤羽根十三区、長谷、行谷、柳谷及び柳島の7地域。

②みどりの再生・創出【担当課：景観みどり課・公園緑地課・環境政策課】

- ・公園、緑地の整備
- ・民有地緑化の推進
- ・河川沿い緑化の推進
- ・公共施設緑化、緑のカーテンの推進
- ・植栽帯やポケットパーク※の設置
- ・緑化重点地区指定による緑化の推進
- ・グリーンバンク制度の普及

3.3 ヒートアイランド※対策の推進

空調の設定温度の適正化や利用時間の減少はヒートアイランド※現象の緩和につながり、結果的に地球温暖化対策となります。ヒートアイランド※対策として、壁面及び屋上緑化の推進や道路への遮熱性舗装※等の整備の検討を行います。

①ヒートアイランド※対策の推進【担当課：環境政策課・景観みどり課・道路管理課・道路建設課】

- ・壁面緑化や屋上緑化、緑のカーテンの促進
- ・透水性舗装※・遮熱性舗装※・保水性舗装の整備の検討
- ・地域熱供給事業の検討

施策の柱4 循環型まちづくりの推進

●施策のねらい●

「茅ヶ崎市環境基本計画（2011年版）」や「茅ヶ崎市一般廃棄物（ごみ・生活排水）処理基本計画」に挙げられているごみに関する施策を本計画でも推進することで、循環型まちづくりを推進し、ごみの焼却による温室効果ガス※排出量を削減します。

4.1 4Rの推進

「茅ヶ崎市環境基本計画（2011年版）」及び「茅ヶ崎市一般廃棄物（ごみ・生活排水）処理基本計画」を着実に推進していくことにより、4Rの推進を行います。

①リフューズ（要らないものを買わない・断る）の推進【担当課：資源循環課】

- ・マイバッグ運動・レジ袋削減の推進
- ・商品等包装簡素化に向けた取り組みの推進

②リデュース（ごみの排出を抑制する）の推進【担当課：資源循環課】

- ・ごみ減量・リサイクル推進店の活動支援
- ・生ごみ処理容器等の普及の推進

③リユース（繰り返し使う）の推進【担当課：資源循環課・環境事業センター】

- ・リサイクル品展示室の活用推進

④リサイクル（資源として再生利用する）の推進【担当課：資源循環課・環境事業センター】

- ・プラスチック製容器包装類、廃食用油等の分別の推進
- ・食品残さのバイオガス化の検討
- ・剪定枝の資源化の検討
- ・家電リサイクル推進の継続
- ・生ごみ処理容器等の普及の推進

⑤ごみの減量や分別に関する情報提供【担当課：資源循環課・環境事業センター】

- ・ごみの排出抑制につながる情報提供（例：ごみ排出状況、市民の取り組み、「茅ヶ崎市廃棄物減量等推進審議会」におけるごみ減量に向けた協議の内容等）
- ・リサイクル市・フリーマーケット等の開催情報の提供
- ・ごみ減量・リサイクル推進店の情報提供
- ・ごみの分別方法に関する情報提供

4.2 事業系一般廃棄物の排出抑制・資源化の推進

「茅ヶ崎市一般廃棄物（ごみ・生活排水）処理基本計画」の推進を通して、事業者から排出されるごみの削減、資源化を推進します。

①事業系一般廃棄物の排出抑制・資源化の推進【担当課：資源循環課・環境事業センター】

- ・「4R 推進事業者行動協定」の創出
- ・多量排出事業者における減量化等計画書の提出
- ・事業系ごみ排出状況の把握
- ・事業系直接搬入ごみの分別指導

施策の柱5 普及啓発や情報発信、連携・協働の仕組みづくり

●施策のねらい●

実効性のある地球温暖化対策を推進するためには、市民や事業者の一人一人が日常の暮らしや事業活動の中から行動することが求められています。そこで、普及啓発や情報発信を通して、多くの市民や事業者の参加や連携・協働を促進します。

5.1 市民・事業者への普及啓発や情報発信

本計画に挙げた施策を着実に進めるため、多くの市民や事業者へ地球温暖化対策に関する情報発信や普及啓発を実施します。

①省エネルギー・地球温暖化防止に関する普及啓発システムの構築・利用【担当課：環境政策課・産業振興課】

- ◎ 地球温暖化対策に関する情報をまとめたポータルサイト（「（仮称）ちがさきエコネット」）の作成及びポータルサイトを活用した情報交換（優先Ⅰ・Ⅱ）
- ◎ 「（仮称）ちがさきエコファミリー」制度の導入検討（優先Ⅰ）
- ◎ 「（仮称）エコ事業者認定制度」の導入検討（優先Ⅱ）
 - ・「ちがさき環境家計簿（エコシート）」の活用による環境意識の向上

②省エネルギー・地球温暖化防止に関する継続的な実態調査の実施【担当課：環境政策課】

- ◎ 省エネルギー・地球温暖化防止に関する意識調査の実施（優先Ⅰ・Ⅱ）
- ◎ 温室効果ガス※排出量の実績値の把握に向けた仕組みづくりの実施（優先Ⅰ・Ⅱ）

③環境に関するイベント・講座の実施【担当課：環境政策課】

- ◎ 減CO₂コンテスト・省エネルギー表彰制度の実施（優先Ⅰ・Ⅱ）
 - ・「ちがさき環境フェア」の実施
 - ・市民や事業者を対象とした環境に関する講座や施設見学会の開催

④環境教育の実施【担当課：環境政策課・学校教育指導課】

- ・ スクールエコアクション（学校版環境マネジメントシステム）の推進
- ・ 小中学校における環境に関わる学習への支援

5.2 市民・事業者・市による連携・協働の仕組みづくり

多くの市民や事業者とともに地球温暖化対策を実施していくために、市民・事業者・市が連携・協働する仕組みづくりを検討します。

①市民・事業者・市による連携・協働の仕組みづくり【担当課：環境政策課】

- ◎ ポータルサイト等を利用した市民・事業者向けの環境情報ネットワークの構築（優先Ⅰ・Ⅱ）
- ◎ エネルギーの地産地消に向けた仕組みづくりの検討（優先Ⅲ）
 - ・ 事業者間のエネルギー活用連携の検討

3. 優先的に取り組む施策

(1) 優先的に取り組む施策とは

地球温暖化対策に関する施策は多種多様で、数も多く、また分野也多岐にわたることから、全ての施策を同時に実施していくことは困難です。そこで、着実に削減目標の達成を目指すため、「施策の具体的内容」の中から「優先的に取り組む施策」を選定し、推進していきます。

(2) 優先的に取り組む施策の選定

本市で既に実施されてきた地球温暖化施策の進捗状況から浮かび上がってきた課題を踏まえ、優先的に取り組む施策を次の視点で選定しました。

- ア. 市民・事業者・市の協働を促すことができる
- イ. 今後の省エネルギー・地球温暖化対策の取り組みの促進や広がりが期待できる
- ウ. 大きな削減効果が期待できる

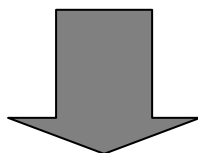
また、優先的に取り組む施策は、市民・事業者・市の役割を示すとともに、進捗状況を可能な範囲で定量的に把握することにより、確実な推進と進捗管理を図れるよう、スケジュールと取り組みの進捗管理を行うための指標・目標を示します。

なお、優先的に取り組む施策を一覧にして、85 ページ以降に掲載しています。

優先的に取り組む施策Ⅰ：取り組んでみよう！ちがさき省エネライフ

（１）課題・背景

- ・ 家庭一世帯当たりの二酸化炭素排出量は、平成 2 年度（1990 年度）と比較すると、約 1%減少しています。一方、世帯数の増加等により民生家庭部門の二酸化炭素排出量の総量は約 38%増加しています。
- ・ 本市の民生家庭部門の二酸化炭素排出量は、産業部門に次いで、市全体の約 2 割を占めます。そのため、家庭でのエネルギー使用量の削減は、二酸化炭素排出量削減に大きく貢献すると考えられます。
- ・ 平成 21 年度（2009 年度）より市で実施した「省エネルギー・地球温暖化防止に関する意識調査」では、「家庭で取り組んでいる省エネルギー行動」に大きな変化はみられませんでした。しかし、東日本大震災をきっかけに、市民の省エネルギーや節電への意識は高まっていると考えられます。実際に、平成 23 年度（2011 年度）に実施した節電コンテストには、100 世帯の参加がありました。
- ・ 一方、「取り組みたいけれど、何をすれば良いかわからない」という市民の声も多く、情報発信が重要となります。市民が自主的に参加できる機会や取り組みの紹介が必要と考えられます。



そこで、市民の省エネ行動を促進し、多くの市民に省エネライフを実践してもらうために、「取り組んでみよう！ちがさき省エネライフ」に取り組みます。

(2) 取り組む施策・対策

I-1 日常生活における地球温暖化対策とその温室効果ガス※削減効果の発信

市民が地球温暖化対策に自主的に取り組めるよう、市は、家庭で取り組める省エネ対策例や実際に家庭で取り組んだ場合の効果を公表したり、講座やイベントを開催します。

これらに関する情報を市民が得やすくすることを目指して、情報をまとめたポータルサイト「(仮称) ちがさきエコネット」を作成し、随時、地球温暖化対策に関する情報を発信します。「(仮称) ちがさきエコネット」内において「(仮称) ちがさきエコファミリー」への登録を呼びかけ、登録者に対する市からのメール配信等を行うことを検討します。

「(仮称) ちがさきエコネット」が情報交換の場となることを目指して、「(仮称) ちがさきエコファミリー」登録者による情報提供ページの設置を検討します。

各主体の取り組み

市民	・「(仮称) ちがさきエコネット」の利用 ・日常生活での地球温暖化対策の推進
事業者	・「(仮称) ちがさきエコネット」の利用 ・事業活動での地球温暖化対策の推進

I-2 日常生活における地球温暖化対策の取り組み状況の把握

市は、市民の意識や行動の変化を把握し、施策を検討するために定期的に意識調査を行い、その調査結果を公表します。そして、市民の意識向上を図るために、「(仮称) ちがさきエコファミリー」登録者等を対象とした減 CO₂ コンテストや省エネルギー表彰制度参加者の実績データをホームページ等で公表します。また、省エネナビやエコワットの活用や HEMS[※]の導入により、家庭での電気などのエネルギー使用量の「見える化」を図ります。日常における地球温暖化対策の取り組み及び温室効果ガス[※]排出量を把握するため、各主体に次のような取り組みを推進します。

各主体の取り組み

市民	・ 減 CO₂ コンテストや省エネルギー表彰制度への参加 ・ 省エネ意識調査への協力 ・ 省エネナビやエコワットの活用・HEMS[※]の導入 ・ 「(仮称) ちがさきエコファミリー」への登録
事業者	・ 「(仮称) ちがさきエコネット」への情報提供

I-3 省エネルギー表彰制度の導入

市は、家庭での地球温暖化対策を促進するために、「(仮称) ちがさきエコファミリー」登録者の中から、特に優れた取り組みを行っている市民及び事業者等に対する表彰制度を導入します。また、地元企業の協賛を得たインセンティブの付与を検討します。

各主体の取り組み

市民	・ 出前講座や減 CO₂ コンテスト等のイベントへの参加 ・ 環境配慮商品の購入 ・ 「(仮称) ちがさきエコネット」の利用 ・ 「(仮称) ちがさきエコファミリー」への登録
事業者	・ 環境配慮商品の販売 ・ 講座やイベントの開催・協賛 ・ 「(仮称) ちがさきエコネット」への情報提供

(3) 優先的に取り組む施策Ⅰに取り組むことにより目指す姿

市民は地球温暖化対策の重要性を認識し、エネルギー使用量や温室効果ガス※排出量の把握に取り組んでいます。また、各種イベントや表彰などに参加したり、「(仮称) ちがさきエコネット」を活用して情報交換やコミュニケーションを図ることで、自分の生活スタイルにあった、それぞれの「ちがさき省エネライフ」を送ることができています。

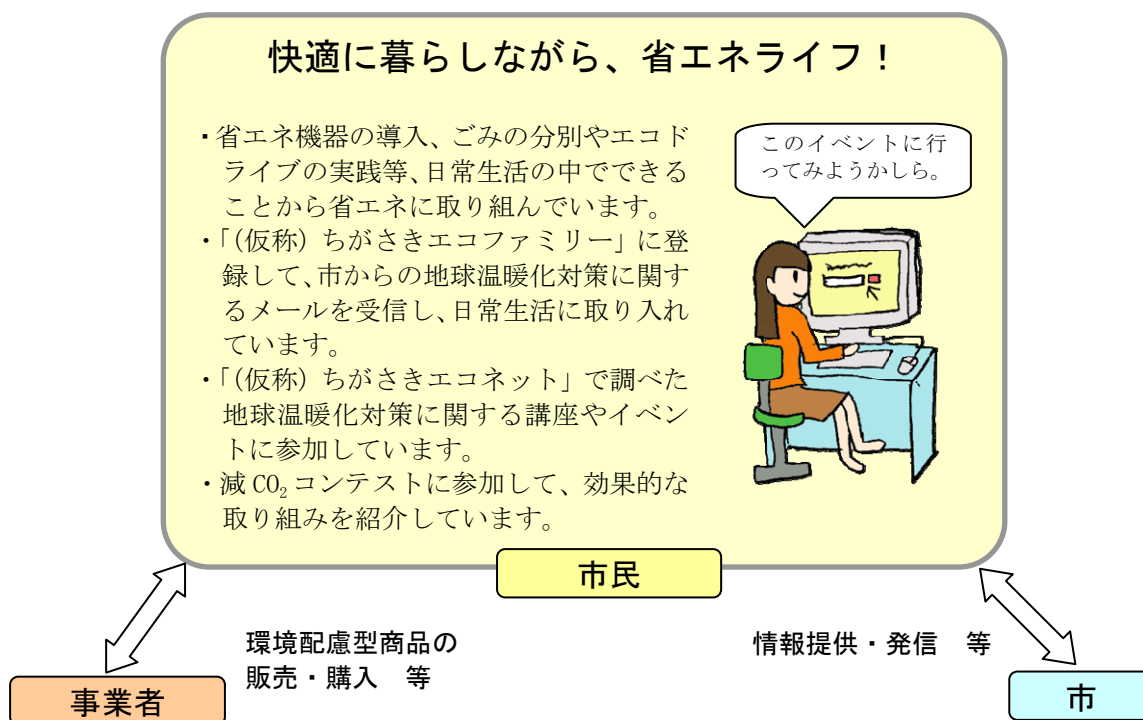


図 4-2 優先的に取り組む施策Ⅰに取り組むことにより目指す姿

(4) スケジュール

優先的に取り組む施策Ⅰのスケジュールを以下のとおり設定します。

スケジュール（優先的に取り組む施策Ⅰ）

	主体	平成 25 (2013)	平成 26 (2014)	平成 27 (2015)	平成 28 (2016)				平成 32 (2020)
Ⅰ-1 日常生活における地球温暖化対策とその温室効果ガス※削減効果の発信	市	○（仮称）ちがさきエコネットの導入 コンテンツの設計 コンテンツ・システム構築 （仮称）ちがさきエコネットの運用・改善							
	市民	— （仮称）ちがさきエコネットの利用							
	事業者	— （仮称）ちがさきエコネットへの情報提供							
	市	○（仮称）ちがさきエコファミリー制度の導入 制度の設計 制度の構築 （仮称）ちがさきエコファミリー制度の運用・改善							
	市民	— （仮称）ちがさきエコファミリー制度への登録							
Ⅰ-2 日常生活における地球温暖化対策の取り組み状況の把握	市	○省エネルギー・地球温暖化防止に関する意識調査 意識調査の実施・分析・公表							
	市民	— 意識調査への協力							
	市	○省エネナビやエコワットの貸出しによる省エネ活動促進 省エネナビやエコワットの貸出し及び実績分析							
	市民	— 省エネナビやエコワットの活用							
	市	○省エネルギー実績の把握及びその成果の公表 実績値把握の仕組み検討 （仮称）ちがさきエコファミリー登録者のエネルギー使用量の把握・分析・公表							
	市民	— エネルギー使用量のデータ提供及び環境への取り組み等に関するデータ提供							
	市	○HEMS※導入支援 HEMS※導入支援							
	市民	— HEMS※の導入							
Ⅰ-3 省エネルギー表彰制度の導入	市	○省エネルギー表彰制度の導入 制度の設計 制度の構築 省エネルギー表彰制度の運用・改善							
	市民 事業者	— 省エネルギー表彰制度への参加							

(5) 進捗管理指標・目標

優先的に取り組む施策Ⅰの進捗管理指標と目標を以下のとおり設定します。

進捗管理指標・目標（優先的に取り組む施策Ⅰ）

進捗管理指標	現状	目標
I-1 日常生活における地球温暖化対策とその温室効果ガス※削減効果の発信		
(仮称) ちがさきエコネットの構築・運用開始	— (平成 24 年度)	運用開始 (平成 27 年度)
目標設定根拠：(仮称) ちがさきエコネットの導入を目指す。		
(仮称) ちがさきエコファミリー制度の構築・運用開始	— (平成 24 年度)	運用開始 (平成 27 年度)
目標設定根拠：(仮称) ちがさきエコファミリー制度の構築・運用を目指す。		
(仮称) ちがさきエコファミリーへの登録	— (平成 24 年度)	1 万世帯 (平成 32 年度)
目標設定根拠：全世帯 95,000 世帯（平成 23 年度）の約 1 割を目指す。		
I-2 日常生活における地球温暖化対策の取り組み状況の把握		
省エネルギー・地球温暖化防止への取り組みを「実践している」と回答した割合	71.7% (平成 22 年度)	100% (平成 32 年度)
目標設定根拠：「実践している」という回答 100%を目指す。		
年度当たり貸出し延べ回数	延べ 61 回 (平成 23 年度)	延べ 120 回 (平成 32 年度)
目標設定根拠：平成 23 年度の約 2 倍を想定。		
(仮称) ちがさきエコファミリー登録世帯 1 人当たりのエネルギー使用量を、登録年度に比べて削減できた世帯数の割合	— (平成 24 年度)	80%以上 (平成 32 年度)
目標設定根拠：「エコファミリー登録年度に比べてエネルギー使用量を削減できた」という回答 80%以上を目指す。		
HEMS※導入支援	— (平成 24 年度)	支援開始 (平成 28 年度)
目標設定根拠：HEMS※の導入支援を目指す。		
I-3 省エネルギー表彰制度の導入		
制度運用開始時期	— (平成 24 年度)	運用開始 (平成 27 年度)
目標設定根拠：省エネルギー表彰制度の導入を目指す。		

【参考 1】優先的に取り組む施策Ⅰに関連する対策・施策の削減可能量の推計

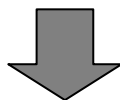
約 56%♦の家庭が省エネ行動を実践したとすると、約 33 千 tCO₂ の温室効果ガス※の排出量が削減できます。これは、平成 2 年度（1990 年度）の温室効果ガス※排出量の約 2.3%に相当します。（詳しい算出方法は、資料編を参照して下さい）

♦「平成 22 年度省エネルギー・地球温暖化防止に関する意識調査集計結果（市民向け）」において「11. 家庭内で省エネルギー・地球温暖化防止への取り組みを意識して行動していますか。」の質問に対して「①以前より意識して実践している」以外の回答をする人の割合。

優先的に取り組む施策Ⅱ：進めよう！事業活動における地球温暖化対策

(1) 課題・背景

- ・ 近年、市内の事業活動に伴う二酸化炭素排出量は市全体の約7割を占めています。そのため、事業活動における地球温暖化対策は重要です。
- ・ 現時点では、市として事業者の地球温暖化対策の取り組み状況を十分に把握できていません。まずは、取り組み状況を把握する仕組みづくりが必要です。
- ・ 県は、特定大規模事業者に対して、事業活動に伴う温室効果ガス※の自主的な削減目標や削減対策等を記載した「事業活動温暖化対策計画書」の提出を義務づけ、県が指導・助言や公表をする制度を導入しています。一方、中小規模事業者に対しては同計画の任意提出を求め、地球温暖化対策の取り組みに意欲のある事業者には、無料省エネ診断や設備投資に対する補助などの支援を行っています。

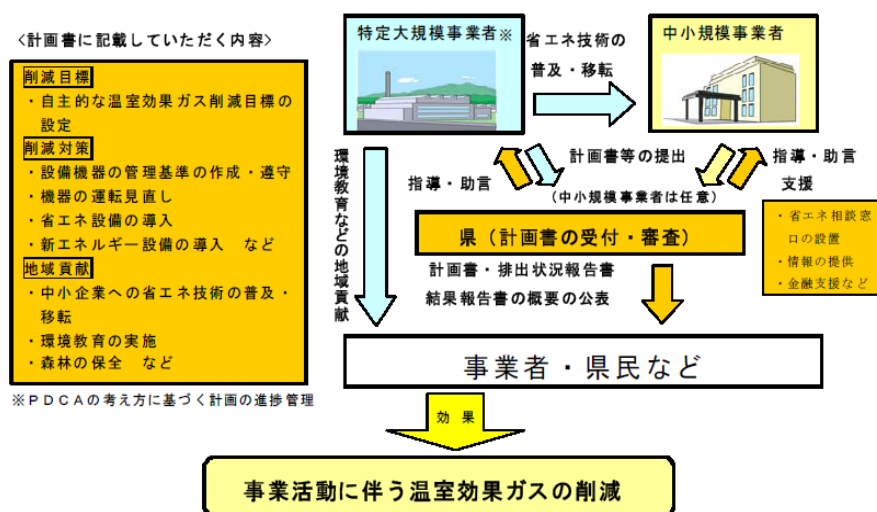


そこで、事業者の取り組み状況を把握する仕組みを構築するとともに有効な情報を発信することで、取り組みを促進する「進めよう！事業活動における地球温暖化対策」を実施します。

【参考2】事業活動温暖化対策計画書制度

神奈川県が実施している事業活動温暖化対策計画書制度は、事業活動に伴い排出される温室効果ガス※の削減に向けた積極的な取り組みを促進するため、一定規模以上の事業活動を行う事業者に対し、温室効果ガス※の自主的な削減目標や削減対策等を記載した計画書の提出を義務づけ、その概要を県が公表する制度です。

〈事業活動温暖化対策計画書制度〉



※ 計画書の提出義務のある特定大規模事業者は、前年度の原油換算エネルギー使用量が1,500kl以上、または、前年度末の自動車の使用台数が100台以上の事業者が対象

(2) 取り組む施策・対策

Ⅱ-1 事業活動における地球温暖化対策とその温室効果ガス※削減効果の発信

市は、地球温暖化対策に関する情報をまとめたポータルサイト「(仮称) ちがさきエコネット」において、事業者向けのページを作成し、事業活動における省エネ対策事例や温室効果ガス※削減効果が高かった省エネ対策事例を紹介します。

また、「(仮称) ちがさきエコネット」において、事業者が集まるイベントや講習会の開催等の情報提供を行うことにより、事業者間の情報交換を促進します。

国や県では、事業者を対象とした様々な地球温暖化対策の取り組みを進めており、その情報を事業者に積極的に提供します。

各主体の取り組み

事業者	・国や県が実施している省エネ診断を受診 ・成功事例を参考にして、地球温暖化対策を実践
------------	--

Ⅱ-2 事業活動における地球温暖化対策の取り組み状況の把握

市は、事業者に対し、定期的に意識調査を行うとともに、事業活動に伴う温室効果ガス※排出量の現況を把握し、その分析結果を公表します。

各主体の取り組み

事業者	・意識調査への協力 ・BEMS※の導入
------------	---

Ⅱ-3 （仮称）エコ事業者認定制度の導入検討

市は、事業者の地球温暖化対策を進めるために、温室効果ガス※排出量の削減に積極的に取り組む事業者を「（仮称）ちがさきエコネット」内において「（仮称）エコ事業者」と認定する制度の導入を検討します。「（仮称）エコ事業者」に登録するメリットを事業者に提供することにより、登録数を増やすことを目指します。例えば、認定を受けた事業者を環境保全活動へ取り組む事業者として市ホームページや市のイベント等で事業者名を公表することや、「（仮称）エコ事業者」の登録証及び登録ステッカーの交付、環境に関するイベント等での優先的なブースの確保等を検討します。また、「（仮称）ちがさきエコネット」参加者内の「（仮称）エコファミリー制度」で登録されたエコファミリーへのインセンティブ付与により、エコ事業者の集客アップ等を狙います。

なお、「（仮称）エコ事業者」にはエネルギー使用量や温室効果ガス※排出削減量の実績データを提供いただき、取り組み内容を公表することにより、その他の事業者への情報提供とエコ事業者認定取得への動機づけを図ります。

各主体の取り組み

事業者	・「（仮称）エコ事業者」の認定を目指す ・「（仮称）ちがさきエコネット」の利用
市民	・「（仮称）エコ事業者」の商品を積極的に購入 ・「（仮称）ちがさきエコネット」の利用

(3) 優先的に取り組む施策Ⅱに取り組むことにより目指す姿

事業者は、事業活動における温室効果ガス※の排出量を把握し、積極的に地球温暖化対策に取り組んでいます。また、循環型・低炭素型の事業活動の実践が、事業活動におけるメリットや地域の活性化につながっています。

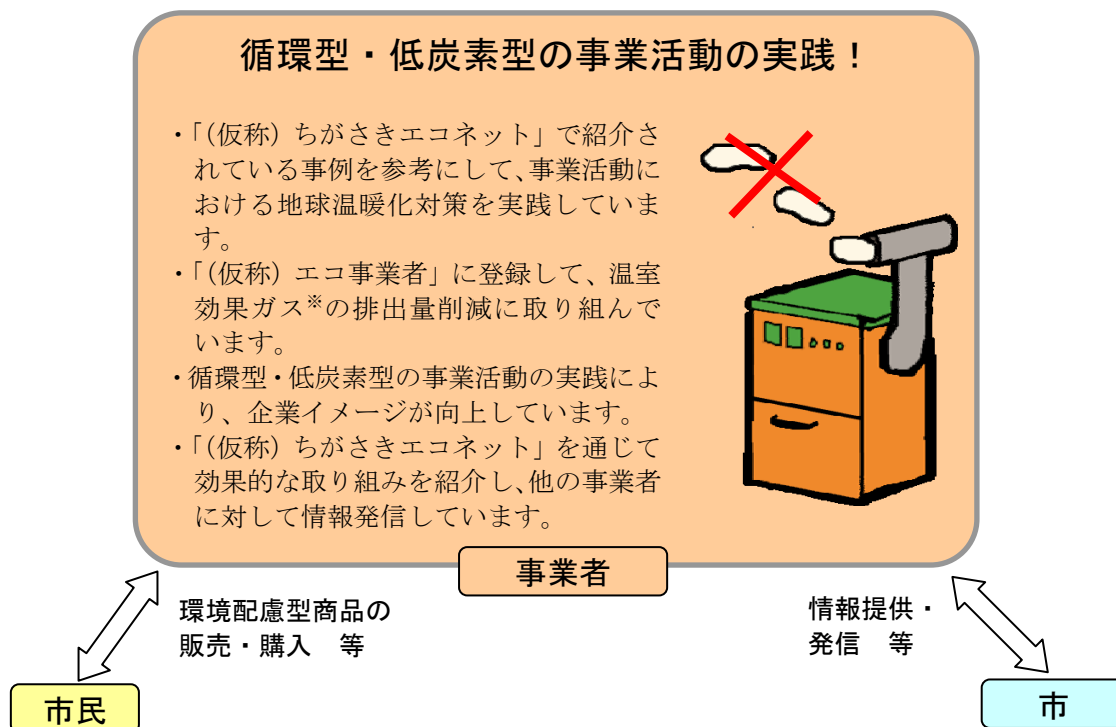


図 4-3 優先的に取り組む施策Ⅱに取り組むことにより目指す姿

(4) スケジュール

優先的に取り組む施策Ⅱのスケジュールを以下のとおり設定します。

スケジュール（優先的に取り組む施策Ⅱ）

	主体	平成 25 (2013)	平成 26 (2014)	平成 27 (2015)	平成 28 (2016)			平成 32 (2020)
Ⅱ-1 事業活動における地球温暖化対策とその温室効果ガス※削減効果の発信	市	○（仮称）ちがさきエコネットの活用による情報提供 コンテンツの設計 コンテンツ・システム構築 （仮称）ちがさきエコネットによるイベントや講習会等の開催情報の提供						
	事業者	—			成功事例を参考にした温暖化対策の実践			
Ⅱ-2 事業活動における地球温暖化対策の取り組み状況の把握	市	○事業者の地球温暖化対策取り組み状況の把握 意識調査、結果の分析・公表						
	事業者	意識調査への協力						
	市	○BEMS※導入支援				BEMS※導入支援、情報提供		
	事業者	—				BEMS※の導入		
Ⅱ-3 （仮称）エコ事業者認定制度の導入検討	市	○（仮称）エコ事業者認定制度の導入、実績データの把握 制度の設計 制度の構築 制度の運用・改善						
	市					制度の普及及び認定作業、実績データの把握		
	市民	—				エコ事業者認定事業者の積極的な利用		
	事業者					温暖化対策の実践と認定制度への申請、実績データの報告		

(5) 進捗管理指標・目標

優先的に取り組む施策Ⅱの進捗管理指標と目標を以下のとおり設定します。

進捗管理指標・目標（優先的に取り組む施策Ⅱ）

進捗管理指標	現状	目標
Ⅱ-1 事業活動における地球温暖化対策とその温室効果ガス※削減効果の発信		
(仮称) ちがさきエコネットによるイベントや講習会等の開催情報の提供	— (平成 24 年度)	情報提供開始 (平成 27 年度)
目標設定根拠：(仮称) ちがさきエコネットの導入を目指す。		
Ⅱ-2 事業活動における地球温暖化対策の取り組み状況の把握		
事業活動のエネルギー使用量削減事業者数の割合（エコ事業者認定時比）	— (平成 24 年度)	80%以上 (平成 32 年度)
目標設定根拠：「エコ事業者登録年度に比べてエネルギー使用量を削減できた」という回答 80%以上を目指す。		
BEMS※導入支援	— (平成 24 年度)	支援開始 (平成 28 年度)
目標設定根拠：BEMS※の導入支援を目指す。		
Ⅱ-3 (仮称)エコ事業者認定制度の導入検討		
(仮称) エコ事業者認定制度の構築	— (平成 24 年度)	運用開始 (平成 27 年度)
目標設定根拠：エコ事業者認定制度の構築を目指す。		
(仮称) エコ事業者認定制度の認定数	— (平成 24 年度)	700 件 (平成 32 年度)
目標設定根拠：7,066 事業所（平成 21 年度）の約 1 割を目指す。		

「(仮称) ちがさきエコネット」とは

市民・事業者向けに環境に関する情報提供を行うポータルサイトを作成します。会員には、エネルギー使用量を提供いただき、そのデータにより家庭部門の二酸化炭素排出量を把握することを目指します。なお、会員登録数を増やすために、会員専用ページには、二酸化炭素削減量の計算が可能なページや掲示板を設けることを考えています。

市民

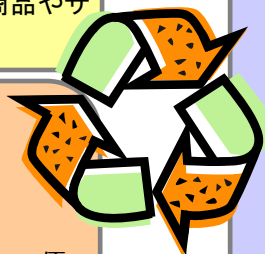
- ・「(仮称)ちがさきエコファミリー」に登録
- ・エネルギー使用量を市に提供
- ・自宅等での省エネ活動の紹介
- ・「(仮称)エコ事業者」の販売する商品やサービスの積極的な利用

事業者

- ・「(仮称)エコ事業者」に登録
- ・エネルギー使用量を市に提供
- ・省エネ活動の紹介
- ・「(仮称)ちがさきエコファミリー」への優遇措置の検討
- ・「(仮称)ちがさきエコファミリー」との連携による集客アップ等

市

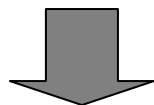
- ・「(仮称) ちがさきエコネット」の整備、運用
- ・減 CO₂コンテスト等のイベントの実施
- ・優れた取り組みを行っている市民及び事業者に対する省エネ表彰
- ・イベントや省エネ表彰によるインセンティブの付与の検討
- ・インセンティブ提供事業者の募集



優先的に取り組む施策Ⅲ：協力しよう！地域で取り組む地球温暖化対策

(1) 課題・背景

- ・地球温暖化対策は、低炭素型まちづくりや地域活性化の取り組みと一体化して進める必要があります。
- ・「電気事業者による再生可能エネルギー[※]電気の調達に関する特別措置法」により、平成 24 年（2012 年）7 月から「再生可能エネルギー[※]の固定価格買取制度」[◆]が開始されました。この制度によって太陽光を含む再生可能エネルギー[※]の導入量を短期的に大幅に拡大する効果が期待されています。また、県は「かながわスマートエネルギー構想」により、「創エネ」、「省エネ」、「蓄エネ」の取り組みを総合的に推進することを提唱しています。
- ・本市では、住宅への太陽光発電設備[※]設置に対する補助を行っています。
- ・本市では、電気自動車の導入補助を行っています。また、電気自動車の充電器の整備を進め、電気自動車の普及推進を図っています。
- ・本市では、事業者に対し、「茅ヶ崎市企業等立地等促進条例」により太陽光発電設備[※]の設置を推進しています。
- ・本市には、市が設置した太陽光発電設備[※]のほかに、市民が中心となって公共施設に太陽光発電設備[※]（市民立太陽光発電所）を 2 基設置しています。また、太陽光発電設備[※]での発電状況を経年的に把握しています。（例：茅ヶ崎生まれのおひさま発電など）
- ・茅ヶ崎市、藤沢市、寒川町で構成する湘南広域都市行政協議会において、地球温暖化対策の取り組みとして「湘南エコウェーブ」プロジェクトを実施しています。



そこで、茅ヶ崎市で既に取り組まれている太陽光発電設備[※]や電気自動車の普及をさらに市全体に広げるために、「協力しよう！地域で取り組む地球温暖化対策」を実施します。

◆太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスによって発電した電力を、電気事業者に一定の期間・価格で買い取ることを義務づけるとともに、再生可能エネルギー[※]を買い取る費用を、電気を利用する消費者がそれぞれ使用量に応じて、「賦課金」という形で電気料金の一部として負担する。

(2) 取り組む施策・対策

Ⅲ-1 住宅、事業所、公共施設への省エネルギー機器や再生可能エネルギー※

自家発電設備の設置

市は、住宅への高効率給湯器やコージェネレーションシステム※等の省エネルギー機器、再生可能エネルギー※を利用した自家発電設備設置に対する補助を継続します。

事業者に対しては、茅ヶ崎市太陽光発電設備※普及啓発基金を活用した設置導入支援や導入誘導方策を検討します。また、平成 23 年度（2011 年度）から平成 27 年度（2015 年度）まで茅ヶ崎市企業等立地等促進条例による太陽光発電設備※の導入を推進しています。

公共施設では、再生可能エネルギー※を利用した自家発電設備の設置を進めるとともに、学校等での環境教育への活用を図ります。

各主体の取り組み

市民	・省エネルギー機器の導入 ・住宅への自家発電設備の設置
事業者	・省エネルギー機器の導入 ・事業所への自家発電設備の設置

Ⅲ-2 電気自動車の導入推進

市は、電気自動車の購入補助を継続し、市民・事業者への普及啓発のため、電気自動車を率先して導入します。

各主体の取り組み

市民	・電気自動車の導入
事業者	・電気自動車の導入

Ⅲ-3 地域での発電電力や環境価値を地域で利用する仕組みづくり

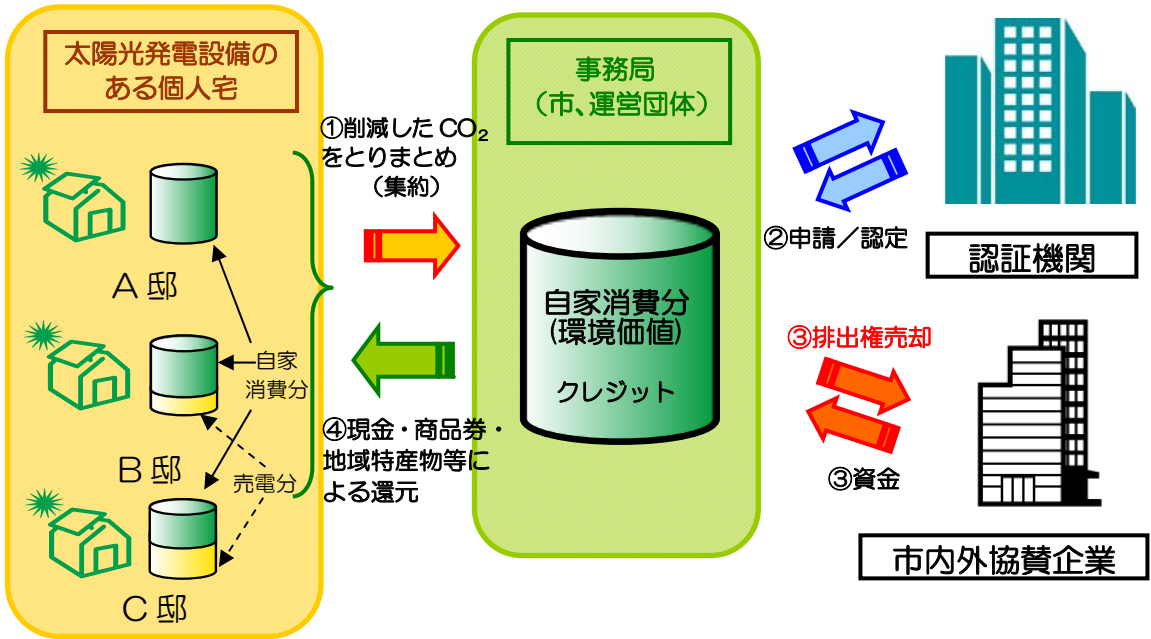
市は、再生可能エネルギー*を利用した自家発電設備で発電された電気や環境価値を地域で利用する仕組みの構築を図るための検討を行います。家庭に設置した太陽光発電設備*による発電量のうち、自家消費量を排出枠として企業等に売却できる「(仮称) 茅ヶ崎市太陽光発電クレジット制度」の導入を検討します。

各主体の取り組み

市民	・ (仮称) 茅ヶ崎市太陽光発電クレジット制度への参加
事業者	・ (仮称) 茅ヶ崎市太陽光発電クレジット制度への参加

「(仮称) 茅ヶ崎市太陽光発電クレジット制度」とは

「(仮称) 茅ヶ崎市太陽光発電クレジット制度」は、太陽光発電設備*により発電された電力量のうち、自家消費量を取りまとめ、環境価値（クレジット）として国から認証を受け、その環境価値を活用する制度です。



自家消費分：太陽光発電設備*により発電した電気は、二酸化炭素（CO₂）を発生していない電気のため、自宅で消費した電気も環境価値がある。
 売電分：太陽光発電設備*により発電した電気のうち、余剰分は環境価値を含めて電力会社買い取る。

図 4-4 「(仮称) 茅ヶ崎市太陽光発電クレジット制度」の概要

(3) 優先的に取り組む施策Ⅲに取り組むことにより目指す姿

市民・事業者・市が、それぞれの活動の場で太陽光発電設備※の設置、電気自動車等の導入などの地球温暖化対策を進めています。さらに取り組みを広げるために、再生可能エネルギー※等により発電した電気や環境価値を地域で利用する仕組みの検討が進められています。また、災害などに備えて最低限の電力を確保し、安心・安全な生活を送るために自家発電設備が普及しています。

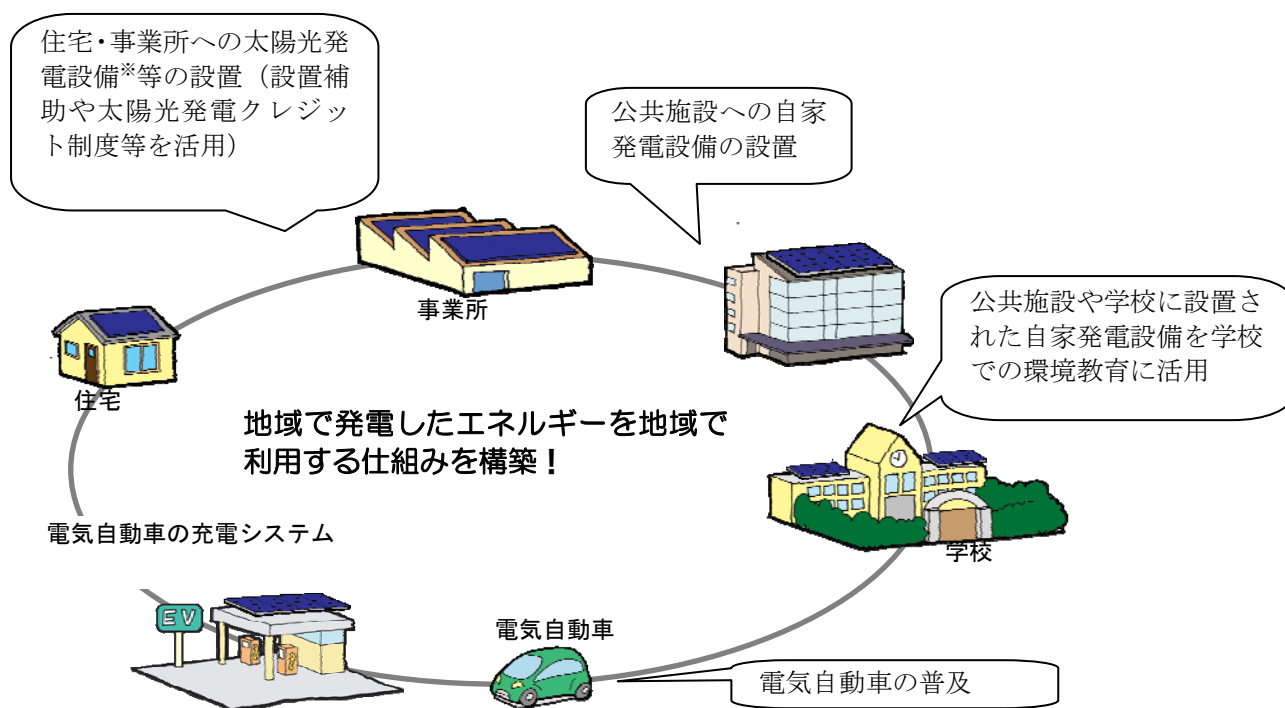


図 4-5 優先的に取り組む施策Ⅲに取り組むことにより目指す姿

(4) スケジュール

優先的に取り組む施策Ⅲのスケジュールを以下のとおり設定します。

スケジュール（優先的に取り組む施策Ⅲ）

	主体	平成 25 (2013)	平成 26 (2014)	平成 27 (2015)	平成 28 (2016)		平成 32 (2020)	
Ⅲ-1 住宅、事業所、 公共施設への省エネ ルギー機器や再生可 能エネルギー※自家発 電設備の設置	市	○省エネルギー機器の導入補助						
		設置者数の増減比の把握、補助金制度の PR、補助金交付事務						
	市民 事業者	省エネ機器の導入						
	市	○太陽光発電設備※の普及						
		太陽光発電設備※設置補助						
	市民 事業者	太陽光発電設備※設置						
	市	○茅ヶ崎市太陽光発電設備※普及啓発基金の活用 積立、寄付金の募集・受付						
		—	太陽光発電設備※設置補助					
	市民 事業者	基金への寄付	基金への寄付、太陽光発電設備※の設置					
	市	○公共施設における再生可能エネルギー※を利用した自家発電設備の設置 機器・設備の設置						
環境教育での活用								
市民		環境教育への参加						
Ⅲ-2 電気自動車の 導入推進	市	○電気自動車の導入推進						
		電気自動車の導入補助						
		公用車への電気自動車の導入						
	市民 事業者	電気自動車の導入						
Ⅲ-3 地域での発電 電力や環境価値を地 域で利用する仕組み づくり	市	○（仮称）茅ヶ崎市太陽光発電クレジット制度の導入						
		制度の構築	利用者の募集、運用・改善					
	市民	—	制度の利用					

(5) 進捗管理指標・目標

優先的に取り組む施策Ⅲの進捗管理指標と目標を以下のとおり設定します。

進捗管理指標・目標（優先的に取り組む施策Ⅲ）

進捗管理指標	現状	目標
Ⅲ-1 住宅、事業所、公共施設への省エネルギー機器や再生可能エネルギー※自家発電設備の設置		
意識調査において、省エネルギー機器を設置した市民、事業者数の割合	－ (平成 24 年度)	設置者数の増減比の把握
目標設定根拠：平成 25 年度の意識調査の設問に追加し、その結果を受けて目標を設定。		
太陽光発電設備※の導入世帯数	760 世帯 (平成 23 年度)	2,750 世帯 (平成 32 年度)
目標設定根拠：平成 22 年度の太陽光発電設備※設置費補助事業の実績（250 件）を平成 21 年から平成 32 年までの 11 年間で同程度を想定。		
太陽光発電設備※普及啓発基金活用の仕組みづくり	基金の原資積立・寄付金の募集 (平成 24 年度)	制度導入 (平成 26 年度)
目標設定根拠：太陽光発電設備※普及啓発基金活用の仕組みを作る。		
公共施設への省エネルギー機器や再生可能エネルギー※自家発電設備の設置状況	15 施設 (平成 24 年度)	23 施設 (平成 32 年度)
目標設定根拠：公共施設に省エネルギー機器や再生可能エネルギー※自家発電設備を平成 32 年度まで年平均 1 施設以上設置することを目指す。		
Ⅲ-2 電気自動車の導入推進		
電気自動車の購入補助件数	15 台／年 (平成 23 年度)	50 台／年 (平成 32 年度)
目標設定根拠：平成 24 年度の最大補助件数 40 件＋10 件を想定。		
公用車における電気自動車の所有割合	1.2% (平成 23 年度)	3%以上 (平成 32 年度)
目標設定根拠：公用車の購入の際に電気自動車の導入可能性を検討し、電気自動車を可能な限り導入する。		
Ⅲ-3 地域での発電電力や環境価値を地域で利用する仕組みづくり		
(仮称) 茅ヶ崎市太陽光発電クレジット制度の導入時期	－ (平成 24 年度)	制度導入 (平成 26 年度)
目標設定根拠：(仮称) 茅ヶ崎市太陽光発電クレジット制度の導入を目指す。		

優先的に取り組む施策Ⅲに関連する対策・施策の削減可能量の推計

平成 32 年度（2020 年度）までに本市の 2,750 世帯（全世帯の約 3%）に太陽光発電設備※が設置されたとすると、約 4 千 tCO₂の温室効果ガス※の排出量が削減できます。これは、平成 32 年度（2020 年度）の温室効果ガス※排出量の約 0.3%に相当します。